



けやき 第147号
2013年4月10日発行
発行責任者
組織・情宣部

全駐留軍労働組合
神奈川県本部
さがみ野支部
相模原市相武台2-20-14
046-251-0259

なぜ今？ 二〇一二年の人勸を米側合意

一年半以上にわたって日米間で協議されてきた「二〇一一年人事院勧告（二〇一一年九月三〇日付）に伴う国家公務員の給与改定に準じた駐留軍従業員の給与改定について」三月二十五日に防衛省と在日米軍が合意し、基本労務締約等の一部が改正された。
施行は本年四月一日で五月の給与支払い分から影響をうける。

まずはなぜ、今ごろになって二年も前の人事院勧告が、実施されなければならぬのか？
そもそも組合は、組合員の生活が立ち行かなくなる提案は受け入れられないと、反対のスタンスを堅持しつつも、国公準拠の観点から「二〇一一年人事院勧告に準じた給与改定」については、応じる必要があるとする考えを示していたが、米軍側は人事院勧告に準じた基本給引下げを格差給・語学手当の経過措置に反映する手法についての相違があつて、今まで合意に至っていなかった。

しかし防衛省は、早期に決着しなければならぬ駐留の給与に関わる三つの諸課題について、この二〇一一人勸を解決しなければ、震災復興財源と表される臨時特例法の駐留への導入、格差給語学手当の経過措置に関わる課題が進展しないことから、強固に米軍側へ迫り解決したとみられる。

組合は実施日については、組合員の生活に影響がないように、また今回の二〇一一人勸が二〇一一年四月

月の二年前にさかのぼって減額措置が実施されないようにと、防衛省に粘り強い交渉をし、常に訴え続けた。その結果、不利益な遡及は行われず、今年の四月一日付、五月の給与分からの反映となった。

今回の人勸のポイントとして、人勸が示した基本給月額額の引下げは、国家公務員給与が民間給与を上回る部分を解消するため、中高年層を念頭に置いて俸給表を引下げが、若年層（低号俸）への引下げは行わず、現基本給と同様とした。

臨措法再延長の成立に向け順調

駐留軍関係離職者等臨時措置法（臨措法）は5年間の時限立法で本年五月十六日に効力を失うことから、組合は防衛省に対し、期限延長に関する申し入れを行ってきた。

現在、この法案は四月四日に衆議院を全会一致で通過し、参議院に送られ、成立される見込みが高くなつてきている。
また三月二二日の衆議院厚生労働

駐留軍等労働者の給与改定に係る基本労務契約等の一部改正について

- 改正の概要
 - 基本給月額額の引下げ
国家公務員の俸給表の改定（平均 0.23%）に準じて基本給表を減額改定
 - 基本給表の減額改定に伴う基本給の経過措置額（現給保障額）の調整
国家公務員における給与構造改革（ ）に伴う俸給の経過措置額の引下げ（ 0.49%）に準じて基本給の経過措置額を減額調整
（ ）給与構造改革とは、職務・職責に応じた俸給構造への転換（中高年層の俸給水準を7%引下げ、俸給表全体で平均4.8%引下げ）、地場の民間賃金を反映させるための地域間給与配分の見直しなど、2006年度に実施された国家公務員の給与制度の抜本的な改革をいう。
 - 基本給表の減額改定に伴う旧格差給特別調整額等の調整
基本給表の減額改定に伴い、格差給及び語学手当の廃止に伴う経過措置額
（現給保障額）を減額調整
 - 給与構造改革に伴う基本給の経過措置額の廃止
国家公務員における給与構造改革に伴う経過措置額が2014年4月1日に廃止されることに準じて基本給の経過措置額を同日に廃止
 - 2013年4月1日における号俸の調整
給与構造改革に伴う経過措置額の廃止及び経過措置額の自然減に対応して、1号俸又は2号俸の昇給抑制回復措置を2013年4月1日に実施（ ）
（ ） 国家公務員で実施された2012年4月1日の昇給抑制回復措置については、2013年4月1日の昇給抑制回復措置と合わせて実施
- 実施日 2013年4月1日

お知らせ

中央本部との対話集会

4月16日（月）18時～ 相模分会・会議室
執行部以外で希望される方は至急、組合まで

中央ろうきんをご利用の組合員の皆様へ

今月3月の労金返済より、給与引落としから口座引落に変わりました。

毎月返済日 18日

ボーナス返済日 6月18日・12月18日



第84回連合メーデー

相模原地域

4月27日（土）9時30分集合
（小雨決行、雨天中止）

「相模原市淵野辺公園」

JR淵野辺駅下車徒歩約20分・他

募集 50名程度

内容 式典

アトラクション「特命戦隊ゴ-バ-スターズ」 抽選会

「メーデーは働く人たちが主役。
声をひとつに仲間を集めて安心して暮らせる未来をみんなで作ろう！」

役員・執行委員、支部委員、組合員およびその家族で参加される方は、4月20日（金）までに参加申込書を組合まで提出して下さい。

県中央地域連合

4月27日（土）9時30分集合
（小雨決行、雨天中止）

「東柏ヶ谷近隣公園」（海老名市）
相鉄線「さがみ野駅」下車徒歩約6分

募集 80名程度

内容 式典 バザー 健康相談

マーチング・バンド 抽選会

二〇〇一一人勧のQ&A

Q . 今回の賃金改定の内容はどういう事ですか？

本来であれば二年前の(二〇〇一年)四月から引き下げられる予定だった基本給の減額改定が、これだけの年月がかかってようやく日米で合意し、今年(二〇〇一三年)四月から基本給の一部が改定することです。

ただし減額されるのは全員ではありません。

また、二年前にさかのぼって減額がされてしまうと、組合員の生活に大きな影響が出てしまうことから、そのような事にならないように訴え続け、その要求によって二〇〇一年四月まで、さかのぼって削減されることはなくなりました。

Q . 対象は全員ではなく、一部の人がだけだと言うが、どの年齢層から減額されるのか？

人事院勧告は民間より高めとなつている中高年層の賃金を引き下げて、民間より低めの若年層に当てていくことを目的としているので、各基本給表の中心の人から削減がされることになっています。なので低い基本給の人は減額がありませんし、四月以降も今の基本給と同じ。

* 詳しくは組合が後日配布する冊子をご覧ください。

Q . 基本給二十五万円の人削減されて、三十万円を超えていても削減されない人がいる？

駐労の賃金改定は国家公務員が基本となつていて、国家公務員の減額されているやり方

を駐労に対応する等級・号俸に当てはめて防衛省が決めていまいす。給与表が国公と同じでないため、どうしても若干の無理が生じます。国公の行政職(駐労の基本給表一)の減額開始の最低は、二十九万二千円。行(基本給表二)で二十六万三百円です。

Q . 基本給の経過措置額(現給保障額)の調整って何？

二〇〇六年四月の国公の給与構造改革に伴って、駐労でも基本給の減額や号俸の四分割化が行われました。

でも実際は、その時の基本給額は保障されていたので、この新格付(新基本給額)と保障された旧基本給額の差額が「現給保障」とされました。

七年経過した現在でも、当時の差額が大きかった人は、この現給保障が支給されているので、その差額に対して一定の減額が行われるという事です。

Q . 給与構造改革に伴う基本給額の経過措置額の廃止って何？

Q . で説明をした二〇〇六年四月の現給保障を受けている人は、来年(二〇〇四年)四月一日をもって、その額の支給が廃止されるという事です。

Q . 旧格差給特別調整額等の調整って何？

二〇〇八年四月から格差給が二分割され、一方が固定保障額、もう一方が現給保障額とされました。二〇〇一三年四月時点で現給保障がある人に対して一定の割合で減額が行われるということです。

Q . 二〇代や三〇代の方は号

俸が上がる(給与アップ)となっているけど、年齢で限定するのですか？

私たち駐労の賃金は国家公務員準拠で、戦後長い間その制度を準拠してきました。

これにはメリットもあり、完全に同じではないことからデメリットもあります。

しかし、公共的な仕事(全国の米軍基地で日本の安全保障に貢献する)という事で国家公務員の制度に準拠するのが妥当だとされてきました。

国公は多くの人が高校や大学を卒業して試験を受けて就職し、そのまま定年まで勤めることが普通です。その間に昇格もあり、給与の階段を年齢とともに登っていくイメージです。

しかし駐労は中途採用が多く、自分で給与の高い職位に応募して採用されないと定年まで同じ仕事するのが通常で、その場合は「定期昇給」があるのみです。

Q . の答えにあるように、人事院は給料の高い四〇代、五〇代の人の給料をけずって、若い層に配分し、今より給与の階段をなだらか(フラット化)なものにしようとしているため、今回の措置がされています。

これは基本的には駐労に当てはまらないことで、本来なら年齢ではなくて給与の低い層に当てるのが、私たちにとって最良の方法です。しかし、それを要求すると「国公準拠からはずれる」と防衛省から否定されるわけです。これは駐労給与制度のジレンマと言えます。

地区本部資料を参考

お知らせ

駐留軍労働福祉財団の慶弔見舞金等制度の廃止に伴い、3月31日までに発生した申請事由について、平成25年4月30日で終了します。

駐留軍労働福祉財団 03-3452-3461

駐 健 保

ウォーキング&ハイキングのお知らせ

4月は川べり一面に咲く芝桜、そして牧場でのソフトクリーム、そして隠れメニューの牛丼がとてもおいしいですよ！

実施日 : 4月20日(土)
ツアー名 : 渋田川の芝さくらと柏木牧場
集合場所 : 小田急伊勢原駅改札
出発時間 : 9:30

5月は逗子海岸の太陽の季節碑、森戸海岸の裕次郎灯台を眺めます

実施日 : 5月25日(土)
ツアー名 : 逗子河岸ウォーキング
集合場所 : JR横須賀線・逗子駅改札
出発時間 : 9:30



TOEIC IPテスト 受験のお知らせ

IPテストとは団体特別受験制度(IP=Insitutional Program)のことで、組合の会場でTOEICテストを受験することができます。

受験料が公開テスト 6,615円(税込) よりも安価(個人負担2,000円)になり、また、テスト結果を早くお渡しすることができます。

TOEICテストに関する詳細はホームページをご参照ください。
<http://www.toeic.or.jp>

【日程・会場】

5月11日(土) 10:00 相模分会事務所 (定員20名)
5月18日(土) 10:00 さがみ野支部事務所(定員30名)

【受験対象】組合員本人

【受験料】2,000円(受験料は当日徴収)

【受験申込】申込用紙に必要事項を記入の上、組合事務所へ提出してください。なお、受験者人数が少ない場合、中止になる事もありますのでご了承ください。

また、下記の日程と試験会場(他支部)で、空席があれば受験ができます。組合にご相談ください。

5月12日(日) 厚木支部
7月7日(日) 横須賀支部 エリア

